



令和4年2月22日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年12月2日付3福保子家第1478号により、当審議会に対して諮問された「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。

都の委託先に対する監督については、システム管理体制表や運用委託仕様書において、具体的に定められており、これに基づき定期的に委託先から報告を受け、必要に応じて委託先への実地調査を行うなど、適切に実施されている。

運用拠点内での委託先及び再委託先の管理については、入退室者管理、入室者制限や監視カメラによる常時監視等、厳格に行われている。

保管委託においては、24時間常駐の監視体制による倉庫敷地内への入出管理や、文書を格納した箱のバーコード管理による入出庫及び保管状況の把握等の安全管理措置を講じている。

今後も、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであることを踏まえ、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 特定個人情報の持ち出しについて

当該事務において使用する医療費助成事務システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

また、当該事務においては、審査が完了し、一定期間経過した申請書類等を上記1のとおり保管委託先の倉庫で保管している。当該保管委託には、庁舎外への特定個人情報の持ち出しを伴うことから、引き続き、搬送に係る安全管理措置を着実に講じること。

3 アクセスログの管理について

当該システムにおいては、不適正なシステム利用を監視するため、特定個人情報ファイルのアクセスログ及び操作ログを記録し、ログ監査を行っている。今後も、妥当な技術水準においてアクセスログの適切な管理及び分析を行い、不正アクセスの防止に努めること。

4 医療保険者に対する高額療養費区分の照会について

当該事務においては、小児慢性特定疾病の医療費支給額の算定のため、医療保険者に対し厚生労働省の指定する様式を用いて書面による高額療養費区分の照会を行っている。

将来的には、医療保険者において情報提供ネットワークシステム上での情報照会に係る環境が整備され、マイナンバーを利用した保険者照会を行うことが検討されているとのことである。

今後も番号法の改正等に伴い、マイナンバーに係る取扱方法の変更が想定されることから、適宜、安全管理措置の見直し等を図られたい。

5 関連規程の整備及び評価書等の活用について

当該事務に係る手引きについては、毎年改訂を行っているとのことだが、評価書だけでなく、その根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

また、上記資料等を活用し、当該事務の受付窓口である区市町村においても、特定個人情報の取扱いについて適切な安全管理措置を講じられるよう、引き続き情報提供や注意喚起などを継続的に行っていくことが望ましい。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和3年12月2日	諮問
令和3年12月16日から 同月17日まで	本評価書案概要説明・審議 (第59回特定個人情報保護評価部会)
令和4年1月26日	審議(第60回特定個人情報保護評価部会)
令和4年2月22日	本評価書案について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏